

遠野市奨学金返還支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、中小企業等の人材確保を図り、もって本市における若年者の定住を促進するため、市内企業等に就業した若年者が、大学等在学中に貸与を受けた奨学金の返還に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関し、遠野市補助金交付規則（平成17年遠野市規則第65号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 若年者 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条に規定する遠野市が備える住民基本台帳に記録されている住民で、年齢が40歳未満の者をいう。
- (2) 市内企業等 次に掲げるいずれかに該当し、遠野市内に所在地を有するものをいう。
 - ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者
 - イ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する事業協同組合、協同組合連合会、企業組合及び協業組合
 - ウ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条に規定する一般社団法人等
 - エ 統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所のうち、次のいずれかに属する事業を主たる事業として営む会社
 - (ア) 大分類E－製造業
 - (イ) 大分類I－卸売業、小売業
- (3) 就業 次に掲げる要件を満たす者が、職業に従事することをいう。
 - ア 労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条に基づき明示された労働条件のうち、労働契約の期間の定めのない（期間の定めのある労働契約であって当該労働契約の期間の満了後に当該労働契約を更新する場合があるものを含む。）常用雇用者
 - イ 健康保険法（大正11年法律第70号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）の被保険者
- (4) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第50条に規定する高等学校、同法第83条に規定する大学（同法第97条に規定する大学院を含む。）、同法第108条に規定する短期大学、同法第115条に規定する高等専門学校、同法第124条に規定する専修学校（修業年限2年以上の専門課程に限る。）及び職業開発促進法（昭和44年法律第64号）第16条に規定する職業能力開発施設

(5) 奨学金 独立行政法人日本学生支援機構の第一種奨学金及び第二種奨学金、遠野市奨学資金貸与条例（平成17年遠野市条例第88号）第11条に規定する奨学金、その他の大学、地方公共団体、公益法人等が行う経済的事由により修学に困難がある者に対して貸与する学資で市長が認めるものをいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を満たす若年者とする。

- (1) 市内企業等に新規就業した者であること。
- (2) 就業した日の年齢が満40歳に満たない者であること。
- (3) 大学等の修学のために奨学金の貸与を受けた者であること。
- (4) 奨学金の返還金の滞納がないこと。
- (5) 市税の滞納がないこと。

（補助対象期間）

第4条 補助金の対象とする期間は、補助対象者が市内事業所に就業した日又は奨学金の最初の返還期日のいずれか遅い日の属する月から起算して20年間とする。ただし、補助対象者の年齢が満40歳に達するときは、当該補助対象者の年齢が満40歳に達した日の属する月までとする。

2 前項の規定に関わらず、補助対象者が、1年未満の期間の定めのある労働契約であって当該労働契約の満了後に常用雇用者として就業する場合は、当該期間の定めのある労働契約の期間の初日を就業した日とみなす。

3 次の各号のいずれかに掲げる者が、再び補助対象者の要件を満たし補助金の交付を受けようとする場合は、当初の交付の承認において適用された補助対象期間を当該補助対象期間とする。

- (1) 第8条第2項に規定する補助金の交付変更承認を受けた者で、就業した市内事業所から退職した者
- (2) 第9条に規定する補助金の交付の承認を取り消された者

（補助対象費用）

第5条 補助金の対象となる費用（以下「補助対象費用」という。）は、奨学金の返還に要する費用とする。

（補助金の額及び補助率）

第6条 補助金の額及び補助率は、年額 144,000円（第4条第1項に規定する補助対象期間が12月に満たない場合にあつては、当該補助対象期間の月数に月額12,000円を乗じて得た額）を上限に、補助対象費用の2分の1に相当する額以内の額とする。

2 補助金の交付額は、毎年1月から12月までの期間において補助対象者が奨学金を返還した額に対し、前項の補助率を乗じて得た額とする。

（補助金の交付承認）

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（次項及び次条において「承認申請者」という。）は、遠野市奨学金返還支援補助金交付承認申請書（様式第1号）に関係書類を添付し、当該補助対象者が就業した日の属する年の12月末日までに、市長に提出しなければならない

ない。

- 2 市長は、前項の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、交付することが適当と認めるときにあつては遠野市奨学金返還支援補助金交付承認通知書（様式第2号）により、交付することができないときにあつては遠野市奨学金返還支援補助金交付不承認通知書（様式第3号）により、承認申請者に通知するものとする。

（補助金の交付変更承認）

第8条 承認申請者は、就業した市内事業所から退職したとき又は補助金の交付対象となる奨学金の返還の内容、その他の補助対象者及び補助対象費用の内容に変更が生じたときは、当該退職の日又は変更が生じた日から30日以内に、遠野市奨学金返還支援補助金交付変更承認申請書（様式第4号）に関係書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、交付することが適当と認めるときにあつては遠野市奨学金返還支援補助金交付変更承認通知書（様式第5号）により、承認申請者に通知するものとする。

（補助金の交付承認の取消し）

第9条 市長は、前2条第2項に規定する補助金の交付承認を受けた者（前条に規定する補助金の交付変更承認を受けた者を含む。以下「補助金交付承認者」という。）が、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、当該補助金の交付承認を取り消すことができる。

- (1) 補助金交付承認者が虚偽の申請その他の不正な手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたと認められるとき
- (2) 補助金交付承認者が前条第1項に規定する退職又は変更が生じたにも関わらず、当該補助金の交付変更承認申請を行わないと認められるとき
- (3) 補助金交付承認者が規則第4条に規定する補助金の交付申請を行わないとき
- (4) 補助金交付承認者が規則第13条第1項に規定する補助金の請求を行わないとき

- 2 市長は、前項の規定による補助金の交付承認を取消したときは、遠野市奨学金返還支援補助金交付承認取消通知書（様式第6号）により、承認申請者に通知するものとする。

（補助金の交付申請等）

第10条 補助金の交付を受けようとする補助金交付承認者が提出しなければならない規則で定める書類、添付書類、書類の提出期限等は、別表のとおりとする。

（交付の決定等）

第11条 市長は、前条の規定による交付の申請があつたときは、その内容を審査し、遠野市奨学金返還支援補助金交付決定（却下）通知書（様式第8号）により、補助金の交付の申請をした者に通知する。

- 2 市長は、規則第6条第1項第1号から第3号までの規定により前項の規定による補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）から補助金の変更又は中止若しくは廃止の承認の申請があつたときは、その内容を審査し、遠野市奨学金返還支援補助金変更（中止、廃止）承認（不承認）通知書（様式第11号）により、当該補助事業者に通知する。

（補助金の返還）

第12条 市長は、補助事業者が規則第15条第1項に規定する事項以外に補助金の交付決定又は交付を取り消すべき事由が生じたときと認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付

した補助金を返還させる。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、この告示の施行後3年を経過した場合において、この告示の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとする。

附 則

(施行期日等)

1 この告示は、令和4年5月 日から施行し、改正後の第3条第1号の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の規定については、この告示の施行の日以降に申請のあった補助金の交付について適用し、施行日前に申請のあった補助金の交付については、なお従前の例による。

別表（第10条関係）

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出期限
規則第4条の規定による書類	遠野市奨学金返還支援補助金交付申請書 1 市税納税状況等確認同意書 2 住民基本台帳確認同意書 3 就労証明書 4 奨学金の返還額を証する書類	第7号 別紙① 別紙② 別紙④	奨学金の返還を行った日の属する年の翌年1月31日
規則第8条第1項の規定による書類	遠野市奨学金返還支援補助金交付申請取下げ届出書	第9号	交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内
規則第12条第1項の規定による書類	遠野市奨学金返還支援補助金変更（中止、廃止）承認申請書 1 奨学金の返還額を証する書類（中止又は廃止の承認申請にあつては不要） 2 市内事業所に就業していることを証する書類（中止又は廃止の承認申請にあつては不要）	第10号	変更（中止、廃止）の理由が生じた日から15日以内
規則第13条第1項の規定による書類	遠野市奨学金返還支援補助金請求書	第12号	別に定める日

遠野市長 様

(申請者) 住所
氏名

遠野市奨学金返還支援補助金交付承認申請書

奨学金返還支援補助金の交付の承認を受けたいので、遠野市奨学金返還支援補助金交付要綱第7条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

申請者	ふりがな		出身市町村	
	氏名			
	現住所	〒		
	生年月日	年 月 日	性別	
	電話番号	(携帯)	(固定)	
	メールアドレス			
就業先	事業所名			
	所在地	〒		
	業種		就業年月	年 月
修学先	学校名	※学科、専攻等まで記載すること。		
	所在地	〒		
	在籍学年	年	卒業年月	年 月 卒業
奨学金	貸与機関名称	<input type="checkbox"/> 日本学生支援機構（第一種・第二種・入学時特別増額） <input type="checkbox"/> 遠野市 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
	貸与期間	年 月から	年 月まで	
	貸与月額	円	貸与総額	円
	返還済額	円	返還未済額	円
	返還期間	年 月から	年 月まで	

添付する関係書類（各1部）

- 1 住民基本台帳確認同意書（別紙様式①）
- 2 市税納税状況等確認同意書（別紙様式②）
- 3 労働条件等を明示した雇用契約書等の写し又は就労証明書（別紙様式③）
- 4 貸与奨学金返還確認票等の奨学金の貸与総額、返還期間が確認できる書類の写し

第 号
年 月 日

様

遠野市長



遠野市奨学金返還支援補助金交付承認通知書

年 月 日付けで申請のあった遠野市奨学金返還支援補助金の交付について、遠野市奨学金返還支援補助金交付要綱第7条第2項の規定により、次のとおり承認します。

承認番号	
氏名	
補助対象奨学金	(名称) (補助対象奨学金返還期間) 年 月 から 年 月 まで (補助対象奨学金返還総額) 円
就業先事業所	(所在地) (名称)

(注意)

- この通知書は、遠野市奨学金返還支援補助金の交付が承認されたことを示す書類です。
補助対象となる奨学金の返還期間が終了するまで、大切に保管してください。
- この通知の内容に変更がある場合は、15日以内に遠野市奨学金返還支援補助金交付変更承認申請書（様式第4号）に関係書類を添えて、申請してください。

(補助金の交付申請手続について)

毎年1月から12月までの間に返還した奨学金の返還額が補助金の交付対象になります。
奨学金の返還をした翌年1月末日までに、遠野市奨学金返還支援金交付申請書（様式第7号）に、住民基本台帳確認同意書（別紙様式①）、市税納税状況等確認同意書（別紙様式②）、就業証明書（別紙様式③）及び奨学金を返還したことを証する書類（振込依頼書、通帳）の写しを添えて、申請してください。

補助金の申請手続が行われなかった場合、この補助金の交付の承認が取り消しになる場合があります。

第 号
年 月 日

様

遠野市長



遠野市奨学金返還支援補助金交付不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった遠野市奨学金返還支援補助金の交付については、下記の理由により承認できませんので通知します。

記

不承認の理由

（教示）

- 1 この決定に不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、遠野市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に遠野市（訴訟において市を代表する者は市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

遠野市長 様

(申請者) 住所
氏名

遠野市奨学金返還支援補助金交付変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で承認された遠野市奨学金返還支援補助金の交付について、
下記のとおり変更したいので、遠野市奨学金返還支援補助金交付要綱第8条第1項の規定により、
関係書類を添えて申請します。

記

1 承認番号

承認番号	
------	--

2 変更の内容

	変更前	変更後
申請者		
就業先		
奨学金		
その他		

第 号
年 月 日

様

遠野市長



遠野市奨学金返還支援補助金交付変更承認通知書

年 月 日付で申請のあった遠野市奨学金返還支援補助金の交付の変更について、
遠野市奨学金返還支援補助金交付要綱第8条第2項の規定により、次のとおり承認します。

承認番号	
氏名	
補助対象奨学金	(名称) (補助対象奨学金返還期間) 年 月 から 年 月 まで (補助対象奨学金返還総額) 円
就業先事業所	(所在地) (名称)
備考	

第 号
年 月 日

様

遠野市長



遠野市奨学金返還支援補助金交付承認取消通知書

年 月 日付け 第 号で承認した遠野市奨学金返還支援補助金の交付については、下記の理由により取り消します。

記

1 取消しの内容

承認番号	
氏名	
補助対象奨学金	(名称) (補助対象奨学金返還期間) 年 月 から 年 月 まで (補助対象奨学金返還総額) 円

2 取消しの理由

(教示)

- この決定に不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、遠野市長に対して審査請求をすることができます。
- この決定については、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に遠野市（訴訟において市を代表する者は市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

年 月 日

遠野市長 様

（申請者）住所
氏名

遠野市奨学金返還支援補助金交付申請書

遠野市奨学金返還支援補助金の交付を受けたいので、遠野市補助金交付規則第4条の規定により、関係書類を添えて、次のとおり補助金の交付を申請します。

1 承認番号

2 補助金交付申請額 金 円

3 奨学金の返還の内容

(1) 奨学金の名称

(2) 奨学金を返還した期間

年 月分から 年 月分まで

(3) 奨学金の返還額

円

4 補助金の計算

(1) 補助金の対象となる返還期間から求める上限額

か月 × 12,000円 = 円

(2) 奨学金の返還額から求める額

円 × 1/2 = 円（1,000円未満切り捨て）

(3) (1)と(2)のいずれか低い額（補助金の額）

円

5 添付書類

(1) 住民基本台帳確認同意書（別紙様式①）

(2) 市税納税状況等確認同意書（別紙様式②）

(3) 就業証明書（別紙様式④）

(4) 奨学金を返還したことを証する書類

様

遠野市長



遠野市奨学金返還支援補助金交付決定（却下）通知書

年 月 日付けで交付申請のあった標記の補助金について、下記のとおり交付（却下）の決定をしたので、遠野市奨学金返還支援金交付要綱第11条第1項の規定により、通知します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円

- 2 補助金の交付条件（却下の場合は、その理由）
 - (1) 補助事業者は、補助事業の中止又は廃止をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
 - (2) 補助金の交付に係る証票、書類等は、補助金の交付を受けた翌年度から起算して5年間保存すること。

様式第9号（第10条関係、規則第8条第1項関係）

年 月 日

遠野市長 様

（届出者）住所
氏名

遠野市奨学金返還支援補助金交付申請取下げ届出書

年 月 日付で申請した遠野市奨学金返還支援補助金の申請について、遠野市補助金交付規則第8条第1項の規定により取り下げます。

年 月 日

遠野市長 様

（申請者）住所
氏名

遠野市奨学金返還支援補助金変更（中止、廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定のあった遠野市奨学金返還補助金について、変更（中止、廃止）したいので、次のとおり変更（中止、廃止）することについて申請します。

1 変更（中止、廃止）の理由

2 変更後の補助金の額（中止又は廃止の承認申請にあっては記入不要）

- (1) 変更前 金 円
- (2) 変更後 金 円

3 添付書類（中止又は廃止の承認申請にあっては不要）

- (1) 就業証明書（別紙様式③）
- (2) 奨学金を返還したことを証する書類

様

遠野市長



遠野市奨学金返還支援補助金変更（中止、廃止）承認（不承認）通知書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付を決定し、年 月 日で変更（中止、廃止）承認申請のあった標記事業の補助金について、下記のとおり変更（中止、廃止）の承認をします（しません）ので、遠野市奨学金返還支援補助金交付要綱第11条第2項の規定により、通知します。

記

1 補助金交付決定額

- (1) 変更前 金 円
(2) 変更後 金 円

2 補助金の交付条件（不承認の場合は、その理由）

（教示）

- この決定に不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、遠野市長に対して審査請求をすることができます。
- この決定については、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に遠野市（訴訟において市を代表する者は市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

年 月 日

遠野市長 様

申請者 所在地
名 称
代表者名

遠野市奨学金返還支援補助金請求書

遠野市補助金交付規則第13条第1項の規定により、次のとおり遠野市奨学金返還支援補助金の交付を請求します。

- 1 承認番号

- 2 補助金交付決定の日及び文書番号
年 月 日付け 第 号
- 3 補助金交付対象となる奨学金返還期間
年 月分から 年 月分まで

- 4 補助金交付決定額 金 円

- 5 補助金請求額 金 円

- 6 振込先
 - (1) 金融機関名及び支店等名

 - (2) 預金種別

 - (3) 口座番号

 - (4) 口座名義（フリガナ）

(別紙様式①)

年 月 日

遠野市長 様

(申請者) 住所
氏名

住民基本台帳確認同意書

遠野市奨学金返還支援金の交付の承認申請に係る審査のため、住民基本台帳に関する情報を確認されることについて同意します。

(別紙様式②)

年 月 日

遠野市長 様

(申請者) 住所
氏名

市税納税状況等確認同意書

遠野市奨学金返還支援金の交付の承認申請に係る審査のため、市税の納税等に関する情報を確認されることについて同意します。

(別紙様式③ (遠野市奨学金返還支援補助金交付承認申請書 (様式第 1 号) 添付書類))

就業証明書

氏 名	
生 年 月 日	
住 所	〒 遠野市
勤務先の名称 (法人番号)	()
勤務先の所在地	〒 遠野市
連絡先電話番号	
勤務先の業種	
就業開始年月日	年 月 日
添 付 書 類	1 健康保険・厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し 2 健康保険被保険者証の写し 3 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し

上記のとおり証明します。

年 月 日

(証明者) 住所 (所在地)
氏名 (名称)
(代表者氏名)

(別紙様式④ (遠野市奨学金返還支援補助金交付申請書 (様式第 7 号) 添付書類))

就業証明書

氏 名	
生 年 月 日	
住 所	〒 遠野市
勤務先の名称 (法人番号)	()
勤務先の所在地	〒 遠野市
連絡先電話番号	

上記のとおり証明します。

年 月 日

(証明者) 住所 (所在地)
氏名 (名称)
(代表者氏名)